

(趣旨)

第1条 この規則は、田辺周辺広域市町村圏組合同規約第10条第4項の規定に基づき、運営理事会(以下「理事会」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長)

第2条 理事会に会長1名、副会長2名を置く。

2 会長は、管理者をもってこれにあて、副会長は、副管理者をもってこれにあてる。

3 会長は、理事会を代表し会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第3条 理事会には、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の設置および運営について必要な事項は、理事会にはかつて会長が定める。

(会議)

第4条 理事会は、会長がこれを招集し、その会議の議長となる。

2 理事会は、構成者の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 理事会の議事は、出席構成者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事会の構成者に事故あるときまたは構成者が欠けたときは、助役又は市町村長の指定する吏員が、会議に出席する。

(庶務)

第5条 理事会の庶務は、組合事務局において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会にはかつて決める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。